

湯河原町臨時的任用職員及び非常勤職員取扱要綱の一部を改正する告示新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(休暇) 第22条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、1月2日からその年の6月30日までの間に雇用され、雇用の日から6月間継続勤務することが予定されている職員(その予定されている全勤務日の8割以上の出勤が見込まれない職員を除く。)のうち、当該雇用の日からの継続勤務が6月を超えることとなる日(以下この項において「特定日」という。)において、1週間の勤務日が3日以上とされると見込まれる職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上とされると見込まれる職員に対し、当該雇用の日からその年の6月30日までの間(当該雇用の日が4月2日以降である職員にあっては、当該雇用の日から3月間)継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合、当該雇用の日属する年の7月1日(当該雇用の日が4月2日以降である職員にあっては、当該雇用の日からの継続勤務が3月を超えることとなる日)から同年9月30日(当該雇用の日が3月30日以前である職員にあっては、特定日の前日)までの期間において、夏季年次休暇を与えるものとし、その日数は、別表第3に定める日数とする。 3 (略) 8 (略)	(休暇) 第22条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、1月2日からその年の6月30日までの間に雇用され、雇用の日から6月間継続勤務することが予定されている職員(その予定されている全勤務日の8割以上の出勤が見込まれない職員を除く。)のうち、当該雇用の日からの継続勤務が6月を超えることとなる日(以下この項において「特定日」という。)において、1週間の勤務日が3日以上とされると見込まれる職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上とされると見込まれる職員に対し、当該雇用の日からその年の6月30日までの間(当該雇用の日が4月2日以降である職員にあっては、当該雇用の日から3月間)継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合、当該雇用の日属する年の7月1日(当該雇用の日が4月2日以降である職員にあっては、当該雇用の日からの継続勤務が3月を超えることとなる日)から同年10月31日(当該雇用の日が3月30日以前である職員にあっては、特定日の前日)までの期間において、夏季年次休暇を与えるものとし、その日数は、別表第3に定める日数とする。 3 (略) 8 (略) 附 則 この告示は、公表の日から施行する。	